

給水管維持管理区分の変更について

平成23年6月1日

1 給水管の維持管理区分について

- (1) 現行は、官民界で維持管理区分を分けています。
- (2) 変更後の維持管理区分は、水道メーターボックス手前までとし、水道メーターの設置位置は、官民界から1m以内のメーター検針をしやすい位置とします。

2 維持管理費の負担について

- (1) 適正な管理がされており自然漏水が発見された場合で、その場所が官民界から3m以上のときは、1m以内の検針しやすい位置に水道メーターを移設することを条件に、漏水修理と水道メーター移設工事を市の負担で実施します。
- (2) 使用者（所有者）が水道メーターの移設を承諾しない場合の漏水修理は、使用者（所有者）負担とします。
- (3) 水道メーター、メーターボックス、止水栓等の破損・破裂等に関わる修理費用は、使用者（所有者）の負担とします。
- (4) 水道事業管理者（市長）がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

3 改正時期

平成23年7月1日

